

第27回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月22日（月）午前10時00分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地所有適格法人の設立について

(2) 議案第1号 農業経営改善計画の認定について

(3) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について

(4) 議案第3号 大田原農業振興地域整備計画の変更について

(5) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

(6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

(7) 議案第6号 非農地証明願について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子

2番 越沼 良

3番 秋本 則夫

4番 阿見 芳

5番 助川 悦夫

6番 津久井 勝之

7番 植竹 裕子

8番 笹沼 保治

9番 郡司 裕一

10番 荒井 一夫

11番 相馬 和恵

12番 岩城 善広

14番 古沢 成子

15番 屋代 幸子

16番 唐橋 洋子

17番 佐藤 孝

6 欠席委員 13番 鈴木 賢一

7 本会に出席した職員

農業委員会事務局長ほか 6名

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（1番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第27回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよ

ろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番 秋本委員、4番 阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長にお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等はないと連絡を受けております。

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 報告第1号、農地所有適格法人の設立についてご説明いたします。総会資料4ページをご覧ください。

このたび、1件の農地所有適格法人の設立がありましたのでご報告いたします。番号1です。栃木県■■■■■■■■■■において、代表取締役■■■■■■■■■■氏により、令和6年4月17日付け資本金■■■■■■■■■■円で■■■■■■■■■■が設立されました。これは太陽光事業者である■■■■■■■■■■の傘下として、大田原市では既に農地所有適格法人として登録のある■■■■■■■■■■のそれ以外の法人として新規に設立されたものです。法人設立の理由については、■■■■■■■■■■では、地主様と賃貸借契約を締結し、貸借地での農業を行っているが、近年売買契約の需要が増加したため、認定農業者である代表取締役■■■■■■■■■■が、農地所有適格法人の条件を満たす法人である■■■■■■■■■■を設立した。今回の設立については、農地を手放したい地主様と事業規模拡大を図りたい■■■■■■■■■■との間で利害が一致したため所有権移転の申請を行う、ということで営業計画書の方に記載がされております。

それでは、■■■■■■■■■■の内容について、資料4ページの内容をもとに説明をまいります。主に生産する農産物は、米、麦で、関連事業といたしましては作付計画の策定と生産管理です。売上計画といたしましては、今年度の売り上げは450万円であり、2年目が950万円、3年目が1,500万円を見込んでおります。9月18日に実施した現地確認班でのミーティングにおいて、売上高の根拠が今回の提出された資料だけでは不足しているため、更なる資料の提出をお願いしたい、ということとなりました。次に構成員の状況についてですが、発行済みの株数が■■■■■■■■■■株あり、全てを■■■■■■■■■■社長自らが保有しております。社長の農業への常時従事状況につきましては、65日となっております。現地確認班でのミーティングの際、通常150日必要とされる労働日数で

すが、これを満たしてない理由について確認をする必要があるとのこととなりました。執行役員の状況につきましては、社長1名から成る法人となっております。重要な使用人の指定はありますが、役職がなく、事業に関する権限、責任を有しない形となっております。現地確認班のミーティングにおいて、この状態では圃場内における責任の所在が不明確であるということとなりました。耕作面積につきましては、■■■■拠点分については約5万4,000㎡を計画としており、本日の総会の議案第4号農地法第3条の案件として上程されておりますが、それ以外でも■■■■を拠点とした法人全体での耕作面積が把握しきれず、そこを確認することが必要だろうということとなりました。農機具につきましては、所有している農機具はありませんが、関連会社である■■■■所有物を使用することとしており、塩谷拠点分については、トラクター3台、コンバイン1台、播種機1台、乾燥機2台となっております。労働力につきましては、■■■■区域については重要な使用人1名を中心に、臨時職員3名により営農していくという計画ですが、全体的な労働力については把握をしていない状況です。機械の融通や労働力の融通を考えると、全体労働力の状況についても把握をする必要があるのではないかというミーティングでの話し合いとなりました。これらのことから、現在のところ提出があった資料のみでは、農地所有適格法人としての4要件を満たすか十分に確認ができず、更なる確認が必要であるということとなりました。このことから、現地確認班において、本日総会資料の議案第4号、申請番号40番、41番につきましては、更なる資料の提出を求めるべく今回は保留にしたいという結論となったところです。説明につきましては以上です。報告案件ではございますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 この会社自体、太陽光の方も含めてよく確認した方がいいと思うんです。■■■■という不動産の名刺をいただいたんですが、他にも貰えないか聞いたが、説明会の時に貰えませんでした。帰る時にアンケートを書けと言われて名前を書いたんですが、我々はアンケートを書く必要はないと思ったんです、農業委員会ですから。それを下まで降りてきて無理やり書かされました。あんまり揉めても仕方ないので名前は書いてきましたが、利用の範囲が不明で、アンケートの個人情報をどうするのかははっきりしていなかった。今は最低一筆入れますよね、アンケートの中にこれ以外に使用しないとか、そういう記載も全然入ってなかった。報告を受けて、了承としたいのかもしれませんが、次の案件が通せないのではこの

報告は議題に載せること自体が不適切なんじゃないでしょうか。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局が今窓口で受けている範囲としては、先ほど説明ありましたように、不明瞭な点が多いので、まずは保留にしたいという内容であります。それらも含めて、皆さんの方から何かありましたらもう少しご意見をお聞きしたいと思います。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 先ほどの助川委員の話ですが、報告第1号はそもそも農業委員会の裁量以外の部分で、法人が設立されましたというものが農業委員会に上がってきているだけの話しという認識でよろしいでしょうか？

事務局 法人設立についてはできてしまう部分です。それが今回の3条申請と共に上がってきているものですから、あくまで報告案件なのですが、内容を審査した結果、皆さんに確認をしてもらい知って欲しかったというところで今回ご報告をさせていただきました。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 要するに、とりあえずこういう法人が作られたということで、今後この法人が関わる案件については注意して見ていきたいと思いますというような注意の周知と解釈してよろしいですか。

事務局 先ほどのこの件については、更なる確認が必要だということでもう少し深く突き詰めていきたいと考えておりますので、そういった点も踏まえまして、注意喚起ということでご報告させていただければと思います。

議 長 (荒井 一夫) 法人設立については別になんら問題はないと思いますが、その中身について我々がいろいろ確認するにあたっては、不明瞭な点が多いということなので、もう少ししっかりと確認をさせていただいたうえで再度報告をします。ですから、今回はこのような対応にさせてほしいという考え方です。よろしいでしょうか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 勉強不足だったら申し訳ありませんが、農地所有適格法人というのは法人でありながら農地の売買ができる組織ということだと思いますが、それをそもそも認めるか認めないかは農業委員会が判断することなのかと思ったんですが。なので、ここでもしこの会社があまり良くない会社だった時にここで防がなかったら売買ができてしまうということになるので、それは防がなければならないし、きちんとした会社なのであれば、登記という、その判断をするのが農業委員会だと思っているので、その確認をさせてください。

事務局 農業委員会で農地法3条による売買という形では、必ず会社の設立の際には設立の報告と3条案件がペアで出てくるもので、今回も3条の方には、案件として2件ほど上がってきております。農地所有適格法人の規定とい

うのは農地法に記載がありまして、それを満たすかどうかは事務局で事前審査させていただいて、3条申請が上がってきたときに皆さんにお示ししたいと思います。こういう点が満たしていない可能性があるというかたちで皆さんにお知らせしますので、最終的に決をとるのは委員の皆さんにはなりますが、その際には必ず事務局の方で満たしてるか満たしてないのかというのを報告しますので、そこから皆さんで考えていただければと思います。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようでしたら、今の報告の中で、過去の様々な状況を踏まえた中で、疑問が残る部分もありますので、よく確認したうえで再度報告するように確認していきたいということでもよろしいでしょうか。以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農業経営改善計画の認定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 8～38ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、資料24ページ、再認定申請者の申請番号39について11番相馬委員が議事参与に該当いたします。相馬委員は退室願います。

<相馬 和恵委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより申請番号39の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号39について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号39は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により11番相馬委員の入室を認めます。

<相馬 和恵委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願いま

す。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。
事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 39～63ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与に該当する
案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、資料40ページ、貸借権設定の申請番号9-3について、12番
岩城委員が議事参与に該当いたします。岩城委員は退室願います。

<岩城 善広委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより申請番号9-3の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号9-3について、原案のとおり承認することに賛成の方は起
立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号9-3は、原案のとおり承認することといたします。審議終了
により12番岩城委員の入室を認めます。

<岩城 善広委員入室>

議長 (荒井 一夫) 次に、資料49ページから51ページ、貸借権設定の申請
番号9-20、9-21、9-22、9-23、9-24について3番秋
本委員が議事参与に該当いたします。秋本委員は退室願います。

<秋本 則夫委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより申請番号9-20から9-24の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号9-20から9-24について、原案のとおり承認すること
に賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号9-20から9-24は、原案のとおり承認することといたし
ます。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本 則夫委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第2号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会別冊資料説明 2～17ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員(郡司 裕一) 議案第3号大田原農業振興地振興地域整備計画の変更についてご報告いたします。令和7年9月18日、現地調査班3班、越沼委員、相馬委員、笹沼委員によって確認いたしました。一括してご報告いたします。担当推進委員および事務局からの報告により調査検討した結果、承認することに問題ないことを確認いたしました。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 64～65、69ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員(郡司 裕一) 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請があった4件について担当推進委員および事務局からの報告により調査検討した結果、許可することに問題ないと思われま。以上

です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号40、41以外の本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号40、41は保留とし、それ以外の議案第4号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 66～67 ページ、別冊資料説明 18～30 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員(郡司 裕一) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。初めに湯津上地区、申請番号18です。現地は既に住宅の一部となっておりました。以前非農地証明で地目変更ができなかったことから転用申請となったものです。許可することに問題ないかと思えます。

続きまして加治屋地区、申請番号19です。住宅地の奥にある農地であり、作付けはされておりました。隣接する農地はなく、物置の目的であれば隣接への影響が少なく、許可することに問題がないと思えます。

次に美原3丁目地区の申請番号20と21です。集合住宅への敷地への転用、そして工事に伴う資材置場などの一時転用の申請であります。現地は作付けされておらず、多少草が伸びておりましたが、境界にコンクリートブロックの設置をし、影響が出ないようにするとの計画です。一時転用部分は、鉄板を敷いて活用し、工事完了後速やかに農地に復元する計画です。周辺の農地への影響は少なく許可することに問題はないと思えます。

続きまして鹿畑地区、申請番号22です。太陽光パネルの下に柵が作付けされておりました。草刈り等、適切に管理され、許可の更新にあたり問題はないかと思われます。

続きまして町島地区、申請番号23です。現地は作付けされておりましたが、適切に管理されておりました。隣接する農地はありますが、建物の配置などから影響はないと思われます。許可することに問題はないかと思えます。

最後に美原2丁目地区、申請番号24番です。現地は作付けされておらず、少しの草は生えている状況ではありません。周辺は、宅地化が進んでおり、隣接農地はありません。周囲には擁壁を設置し、影響が出ないように計画するという事です。許可することに問題がないかと思えます。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、申請番号22、申請番号24については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。それ以外の5件につきましては、原案の通り許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号につきましては、原案の通り許可することといたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明68ページ、別冊資料31～34ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。郡司委員。

現地調査担当委員（郡司 裕一） 議案第6号、非農地証明願についてご報告いたします。はじめに桧木沢地区、申請番号20番です。現地は20年以上前から宅地の一部として利用されており、農地に戻すことは難しいと思えます。証明することに支障はないかと思われれます。

次に、下石上地区、申請番号21番。現地は平成5年当時から山林となっております。20年以上経過しており、農地に戻すことが難しいかと思われれます。証明することに支障はないかと思われれます。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） ないようなので、以上で第27回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時16分 閉会